

～今年6月26日の実務研修会でご講演頂いた内容を数カ月にわたり掲載させていただきます～

第4 1回宗教法人実務担当者研修会

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」について(2)

弁護士 別城 信太郎

第5 禁止規定について

次に禁止規定についてお話ししたいと思います。レジュメ3頁～6頁にかけて『不当寄附勧誘防止法』と『消費者契約法』の各禁止規定の条文を対比する形で記載しております。『不当寄附勧誘防止法』は6つの禁止規定があるのに対し、『消費者契約法』は禁止行為が10個規定してありますが、残りの4つは寄附とは関係ないので、『不当寄附勧誘防止法』には対応する規定がないということです。

それでは『不当寄附勧誘防止法』の禁止規定を見ていきます。第4条を見ますと、各項に共通するのが「困惑させてはならない」という文言が置かれており、第1号から第5号はそれぞれ、不退去、退去阻止、拘束勧誘、外部連絡阻止、恋愛勧誘の禁止が規定されています。ここまでの第1号から第5号までについては「天理教の教会とはあまり関

係がない」と思われます。

やはり天理教にとって、あるいは、もっと広く言えば一般の宗教法人にとって問題となってくるのは、その次の第6号になります。念のため、第6号の規定を読み上げます。

この第6号には「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として～」との定めがありますが、宗教法人の教義には合理的に実証できないことが大なり小なり確実に含まれているので、広く一般の宗教法人においてもこの条項の解釈が問題となってくるわけです。

例えば、キリスト教の教義では一定の奇跡が教えられています。例えば、イエス・キリストの復活のようなものですが、それを信じるから信者なのであって、信じなければ信者ではありません。そして、その奇跡は、合理的に実証できるものではありません。

寄附の勧誘に関する禁止行為)

第4条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

(一～五号省略)

六 当該個人の対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をもち、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。【靈感勧誘】

ところで、この第 6 号の要件を細かく分解しますと、①寄附の勧誘をするに際していること、②靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、もしくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、またはその不安を抱いていることに乗じていること、③その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること、④そして個人を困惑させること、4つに分けることができます。

要件④の困惑の意味合いですが、「困惑とは、『消費者契約法』における困惑と同義であり、困り、戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいい、畏怖をも含む広い概念である」と説明されています。分かったようで分からない用語だと思いますので、また後ほどお話をします。

それから、困惑とマインドコントロールについて、国会での審議において「マインドコントロールと世間で言われているものは、人によってその定義規定が異なっているため、それを集約した形で条文に入れることはできない」、「マインドコントロールによる寄附が多くの場合、不安を抱いていることに乗じて勧誘されるものと言えるので、新法のこの法律の取消権の対象となる」と政府は答弁しています。

また、消費者庁が出している Q&A 形式での解説資料というものがあまして、その中に「いわゆるマインドコントロールの下で寄附の時点では不安を感じていない場合には取消しをすることはできますか」という質問が載っています。それに対して消費者庁は、「寄附した当時は自分が困惑しているか判断できない状態で、外的には義務感や使命感で寄附を行っているように見える場合でも、後から冷静になって考えると当

時不安を抱いていたことに乗じて勧誘され困惑して寄附を行ったと気づいたのであれば、そのような立証を行って取消権を行使することは可能である」というような回答を載せています。

さっきの困惑とも関連してきますが、宗教法人の場合、「信仰当時はまさにその宗教法人の教義を信じており、それに基づいて寄附をした。その後、様々なきっかけがあつて信仰から離れた。」といった信者離れは多いにあり得るところと思っています。その場合に、先に引用しました消費庁の出している解説資料が一人歩きしないのかという危惧がございます。しかし少なくとも、先ほどご紹介した Q & A では、質問でも回答でもマインドコントロールがなされていたことが前提となっており、マインドコントロールがされていない中で、ある時期はその宗教に傾倒していて使命感で寄附したが、後にその宗教から離れたといったケースでは消費者庁のアンサーは妥当しないと考えて良いと思っております。

次に要件の③ですが、以前の消費者契約法では『确实』という用語が使われておりましたが、今回『必要不可欠』という用語に『不当寄附勧誘防止法』も『消費者契約法』も統一されました。この点につき政府の説明としては、「不利益が回避できるということが『确实』だと言わなければならないところを、『必要不可欠』とすることで緩和した」と説明しています。これに対して、野党は『『不可欠』を入れる必要はない。『必要』だと言えば足りる』と指摘していますが、これに対して政府は、「交通安全祈願や厄払いといったことについても、『必要』ということであれば、それさえ対象になり、この取消権の対象になってしまう。それはおかしい」という旨の答弁をしています。

この禁止行為を行う法人等に対し、報告聴取、「当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告」、さらには勧告に従わない法人等に対し、その勧告に係る措置を命ずるといった行政措置が定められています。

この禁止行為については、第4条の他に第5条があり、借入や財産処分によって寄附金を調達することはできないと規定されています。レジュメには、第5条の規定を記載しておりませんでしたので、念のため第5条の規定を紹介しておきます。

ただし、あくまでも、この第5条は借入をして寄附をする、あるいは不動産を処分した売却金を寄附するということですか

ら、その不動産自体を寄附するということはこの禁止行為の対象ではないと読めます。

以上で、禁止行為についてまで話を進めて参りましたが、残りの時間が切迫してきました。ついては、あと重要なところとして、取消権と債権者代位について、それから天理教の関係者としてこの法律にどう向き合うべきかについてお話をさせていただきます。

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第5条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

第6 取消権について

取消権ということですが、第8条には寄附をする意思表示について一定の場合に取り消すことができることが、また、第9条にはその取り消しができる期間を定めています。第8条を簡単に説明すると、法人の禁止行為（第4条）により寄附をさせられた場合、寄附をした者はその寄附の意思表示を取り消すことができ、その取り消しにより当然その「寄附したものを返して

ください」という請求権が生じるということです。第9条では、その期間を追認することができるときから1年、あるいは寄附の意思表示をした時から5年、どちらかの早い方までできるとしています。ただし、先ほどから申し上げている宗教法人が非常に関係してくるであろう第4条の第6号の場合は、その期間を1年が3年、5年が10年に延長され取消権の存続期間が長く定められています。

法律専門相談室のご案内

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

FAX 番号 0743-63-3804

第7 債権者代位権について

次に、債権者代位権についてもお話をしておきたいと思います。債権者代位というのは、そもそも民法に『債権者は自己の債権を保全する必要があるときは、債務者に属する権利を行使することができる』という規定に基づく制度です。債務者が無資力であることも要件となっています。

これを具体的に説明します。例えば、バイクで走っている時に、スピード違反の自動車とぶつかって相当なケガを負ったが、相手方の自動車は自賠責にも任意保険にも入っていなかった。この場合、バイクの運転手は損害賠償を保険会社の保険では補填してもらえず、自動車を運転している者にしか請求できないこととなります。まだケガの状態もはっきりしないが入院費などいろんなことで費用がかかっている。病院からは今

月10万、来月10万請求されるけれども、相手方は「私は無一文だ。取るなら取ってください。」と言ってきた。ところが、その自動車の運転手は建設業をしていて、まもなく請負代金が入ってくるのが判明しているというケースの場合、損害賠償請求権を持っているバイクの運転手（債権者）は、自動車運転手（債務者）が持っている請負代金請求権（債権）を代わって行使できる、自分の権利ではないけれど請負代金を代わって受け取れる、これが債権者代位の制度です。一方で、自動車運転手は請負代金請求権以外目ぼしい財産を持っていないことが前提です。ところで、民法が定めている債権者代位には制限がありすでに発生している分（今月の入院費）には代わって行使できるが、未確定分（来月の入院費）の保全のためには代わって行使することができないのです。 続く

社会動向～ネットニュースより～「宗教法人、税不正割合が突出」

社会の宗教法人に対する風当たりが強まる中、産経新聞では【特集 宗教法人法を問う】と題して様々な角度から宗教法人の問題点を洗い出し、記事にしています。中でも問題視されているのは宗教法人に対する税制優遇や不適切な会計処理です。

以下記事より抜粋

「税務調査では悪質な行為が多数確認された一方、そもそも税や会計の知識が曖昧なまま、慣例的に「ザル会計」を続けていた宗教法人もある。」

全国で宗教法人に対する税務調査が活発化しています。会計規模が小さいとはいえ、不正やミスが発覚すれば追徴課税だけではなく教会として信用を失うことになりかねません。今までのように「知らなかった」「わからない」では通用しない状況となっています。今一度、教会にかかるお金の取り扱いについて点検をお願いいたします。

教区主催宗教法人実務研修会の開催状況（令和3年より）

鹿児島、福岡、鳥取、岡山、東京、埼玉、千葉、福島、徳島、長崎 計10教区

受講人数 延べ390名

研修内容「宗教法人の基礎」「備付・提出書類」「最近の行政の動き」等

開催を検討している教区は内容や日時などお気軽にご相談下さい。

重加算税が適用された宗教法人の割合は高い

	徴収漏れを指摘された法人数(A)	重加算税を課せられた法人数(B)	重加算税が適用された割合(B/A×100)
宗教法人	5850	1218	20.82%
学校法人	843	20	2.37%
社会福祉法人	1774	14	0.78%
財団・社団法人	694	2	0.28%

※源泉所得税処理状況集計表の分析に基づく。令和4年6月まで過去5年間。小数第3位以下切り捨て